

令和8年度包括的フレイル対策推進事業
産学官協働による食環境整備にかかる普及啓発業務 委託仕様書

1 目的

東京栄養サミット 2021 では、今後国際社会が行うべき栄養改善の取組の方向性(保健サービスにおける栄養の主流化、健康と環境に資する食料システムの構築、紛争や気候変動による栄養不良対策の促進)が示されるとともに、様々なステークホルダーが栄養改善のための行動や誓約を示したコミットメントを発表した。その中で日本政府は、栄養と環境に配慮した食生活、バランスのとれた食、健康経営等を通じた栄養改善を展開すると表明している。

これを受け厚生労働省は、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会の報告を踏まえ、産学官連携組織である「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を設立した。さらに国民の健康増進の総合的推進を図る「健康日本 21(第三次)」において、47 都道府県が独自組織を設置し上記イニシアチブと連携する旨、目標を設定した。

本県は、兵庫県健康づくり推進実施計画(第3次)において「減塩・フレイル予防に関して行動・評価指標を設定し取り組む事業者数」を指標に設定し、産学官連携組織「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト(愛称:BE WELL)」を設立し活動を開始した。

BE WELL は、年齢、性別、経済状況、健康関心度等にかかわらず、誰もが自然に健康的な食品に手が伸び、健康が身近である社会をつくることにより、健康寿命(平均自立期間)が延伸することを目標に、食品製造・流通・配食の各事業者が行動目標に沿って活動するとともに、個社の強みを生かした多分野横連携による活動を展開していく。

本業務は BE WELL の活動を普及、すなわち①健康増進・栄養改善に関する適切な「情報」ならびに「健康支援型食品(例:減塩・適塩、たんぱく質補給・摂取等)」と県民との接点を増やし、②活動を県民・事業者に認知させ新たな事業者の参加を得る、これらを通じ事業者と消費者の両者に行動変化をもたらすことを目的とする。

2 業務内容

本業務の事務局として、目的達成に向け、①多様な主体との連携強化、②BE WELL 活動(健康増進・栄養改善に関する情報含む)啓発業務について提案し、委託者と協議して実施すること。

(1) 必須業務

- ア 多様な主体との連携強化業務
- イ 参画事業者の確保

(2) 自由提案業務

- ア 広報戦略の策定及び運用

(1)に掲げる業務のほか、健康増進・栄養改善啓発に関し受注者が提案するノウハウや、幅広い知識と経験・専門性を活かした業務。詳細については、別紙1「業務委託内容」参照。

3 委託契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

4 対象経費

本委託事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金等とする。

※ 本業務における対象経費については、県や国等における他の委託業務や補助事業における対象経費と重複してはならない。

5 その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、関係する諸法令規則を順守すること。
- (2) 豊富な経験・知識を有した担当者を配置し執行体制を充実するとともに、管理責任を明確にすること。
- (3) 本県との連絡を密に行い、誠意をもって業務を円滑に遂行すること。
- (4) 作業計画書を作成し、当課の承認を得るとともに、業務に遅延が生じないよう的確に進行管理すること。
- (5) 本業務の実施にあたり、受注者は本県と連携しながら各主体間のネットワーク構築をめざすと共に、事業者が展開する BE WELL 活動の発展につなげる支援を行うこと。
- (6) 厚生労働省の実施する健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ、健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンスに本県と協議のうえ参加し、情報共有に努めること。
- (7) 受注者は、進捗報告会を月に1回以上開催し、主要担当者及び管理者の出席のもと、全体の進捗状況、課題の検討状況について報告を行うこと。進捗報告会以外にも、本県からの要求に応じて、適宜、進捗報告を行うこと。進捗報告会に際しては、事前の資料提示及び事後の議事録作成を行うこと。
- (8) 事業運営に必要な会場及びオンラインシステムは受託者にて手配すること。
- (9) その他
 - ア 受注者は、委託契約日から速やかに業務を開始できるようにすること。
 - イ 業務の一部を委託する場合は、事前に県の承諾を得ること。また、契約金額に占める再委託金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
 - ウ 本県が次年度の同事業を業務委託により実施することとし、その受注者に対する引継ぎを指示した場合は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。
 - エ 業務実施に関する資料は、本業務終了後、10年間保存すること。
- (10) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。
- (11) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、本県と協議し、その指示に従うこと。

6 報告

(1) 成果物

業務内容を集約・分析した報告書を作成し、報告書、その一覧表、及び実施回数一覧表（一覧表については業務開始からの累積報告）を令和9年3月末日までに提出すること。

業務内容が講座・イベント等の場合は、実施ごとに報告書を作成すること。議事録、講座・イベント等実施時の参加の様子がわかる写真データ、チラシやポスターのデザインデータ等、業務の実施内容がわかるものも併せて提出すること。

(2) 作成方法

成果物は Microsoft Office（Word または Excel、PowerPoint）や PDF 等で作成し、電子媒体（CD-R、DVD-R 等）2 部で納入すること。最終的な格納方法等については、本県と協議の上定めるが、電子化が不可能な物については、本県と協議の上、紙文書等での提出を可とする。

(3) 体裁

使用言語は日本語とすること。用紙サイズについては A4 判または A3 判、本文中の文字サイズについては 10.5 ポイントから 12 ポイントを基本とし、読みやすさに十分配慮したドキュメントを作成すること。また、紙文書としての出力を考慮し、白黒印刷かつ両面印刷を意識した配色及び余白設定とすること。

(4) 納品場所

本県が指定する場所に納品すること。

令和 8 年度包括的フレイル対策推進事業
産学官協働による食環境整備にかかる普及啓発業務 業務委託内容

第 1 必須業務

1 多様な主体との連携強化業務

(1) ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト運営会議の運營業務

本県では県民の健康・栄養課題(食塩の過剰摂取、高齢者の低栄養、若い女性のやせ、偏った栄養バランス)への取組を総合的に進めることを目的とし、多様な主体との連携と協働により、運営会議を設置している。

については、プロジェクト目的達成に向けて効果的な会議設営方式(枠組み、回数、運営方法等)を提案し、設営に関する事務的業務(構成員選出・委嘱、資料・議事録作成等)を本県と協議の上、実施すること。

ア 対象 食品製造事業者、流通事業者、大学、関係団体等

イ 検討事項 実施目標・評価、ネットワーク構築、広報等、各分野専門的知見に基づいたプロジェクト発展に係る事項

ウ 回数 必要回数(年3回以上)

エ 形式 対面・オンラインによる

(2) 参画事業者の取組目標の策定支援と進捗確認

BE WELL に参画を希望する事業者等からの質問・相談には、受託者が対応すること。新規参画事業者は、参画申請書類に必要事項を記入のうえ、事務局あて送付する。受託者は提出された申請書類を確認し、取組目標の修正・更新が必要な場合は本県と連携を図り事業者へ丁寧に対応すること。

なお、新規参画事業者数について目標数を設定し、進行管理・評価を行う。

ア 回数・時期 新規事業者募集：通年

取組目標の進捗確認：年1回(8~9月頃)

※「健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス」年次レポートに反映させる

イ KPI 新規参画事業者数：10社以上

(3) 参画事業者が集まる会の開催

参画事業者、運営会議構成員、行政担当者(市町・県)が集まる全体会を開催し、参画事業者が設定した取組目標に基づく活動事例紹介や産学官連携による取組報告、年間活動計画等の情報共有を行い、参画事業者同士・産学官の連携や情報交換を促進する。

ア 回数 年1回

(4) 事業者セミナー・交流会の開催

BE WELL の理念や活動の説明、有識者講演等のセミナー等を開催し、「健康支援型食

品」の製造・販売等が企業経営に与える影響に着目し、その重要性を事業者に認識させることにより新規事業者の参加を獲得する。

また、事業者同士の連携強化を図ることを目的とした交流会を開催し、事業者の自主的な取組を促進する。

ア 回数 年1回

(5) BE WELL レシピ運用ルール検討会の開催

BE WELL 活動内で作成するレシピ（個社取組目標に沿って開発するレシピ、事業者連携におけるオリジナルレシピを対象とする）について、食の健康的な選択を後押しするための一定の基準として「運用ルール」の検討を行う。本取組においては、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所と連携・協議し、同機関が開発した「日本版栄養プロファイリングモデル」を活用した評価方法、運用方法、消費者・事業者への普及啓発方法について検討する。

ア 対象 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所、参画事業者（必要に応じて）等

イ 検討事項 BE WELL レシピの栄養価評価方法、ルール運用方法、消費者・事業者に向けた啓発普及方法

ウ 回数 必要回数（年3回以上）

エ 形式 対面・オンラインによる

(6) BE WELL ホームページのコンテンツ作成

上記に挙げた活動を素材とし、BE WELL サイトに掲載するコンテンツを作成すること。ただ単に活動報告を発信するのではなく、健康・栄養課題を県民に自分事として認識させるため、質の高い学習機会を情報提供する必要がある。（例：消費者における栄養価の高い食品の需要創出とアクセス向上、職場における栄養改善の促進、温室効果ガス排出量などに配慮した持続可能かつ健康的な食品の生産促進、食品廃棄の削減に向けた取組の促進等に関する最新情報や身近にできる食品選択の提案、講座・イベント等情報、食育ボランティアや関係団体等の紹介等）

(7) イベント及び広報物作成による啓発

参画事業者と連携し、消費者を対象としたイベント及び広報物作成を行うこととし、将来的に地域に定着した取組となるよう、市町とも連携を図ること。

なお、「第2 自由提案業務1 消費者への普及啓発業務」と調和を図ること。

第2 自由提案業務

1 消費者及び事業者への普及啓発業務

本県および参画事業者による健康増進・栄養改善に関する適切な広報活動、および参画事業者の健康支援型食品製造・販売等の活動等を通じ、消費者（県民）の「BE WELL」認知向上と、事業者・消費者の行動変容を目的とする。

本業務は、持続可能な食料システムの構築に向け、県民の身近な場所で健康・栄養

意識の向上や行動変容につながる機会を提供していくことにより、健康的な食品の選択を促すことを目的としている。

その評価指標として、本県では令和 3 年度に食生活アンケート調査を実施しているが、1 日当たりの食塩摂取量は日本人の摂取基準を男女とも約 3 グラム上回る、低栄養傾向の高齢者は全国値と比べ多い、食生活改善に関心がない・改善するつもりがない人が男女とも約 4 割と芳しくない結果だった。

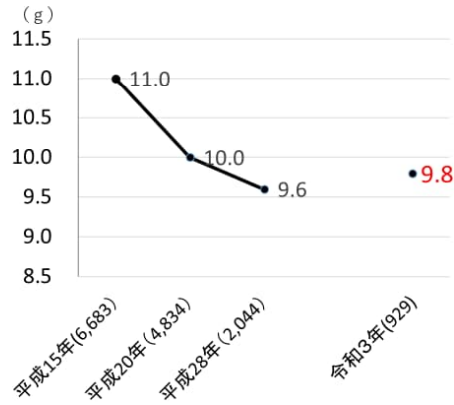
特に「男性」「20～30 歳代」においては無関心・関心が薄い人が多い傾向にあり、高齢期のフレイル予防に向けては若い世代から対策することが効果的であることから、「男性」「20～30 歳代」をメインターゲットにした効果的な事業を提案すること。

【参考】

食塩の摂取状況

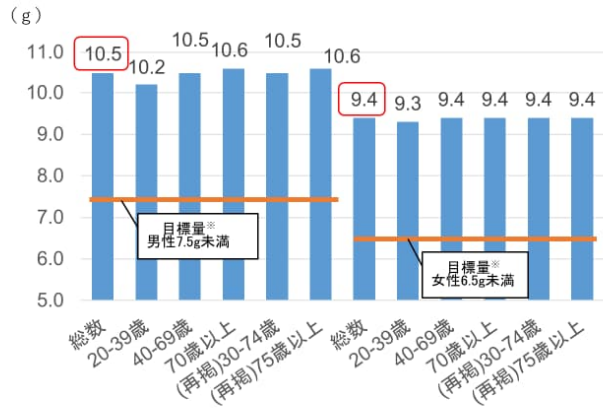
1人1日あたりの食塩摂取量の中央値（20歳以上）は9.8g（男性10.5g、女性9.4g）。日本人の摂取基準2020の目標値を、男女ともに上回っている。

食塩摂取量の年次推移
(20歳以上男女計、年齢調整無)



※平成15,20,28年は平均値、令和3年は中央値

食塩摂取量の年代別中央値
(20歳以上、性・年齢階級別、年齢調整無)



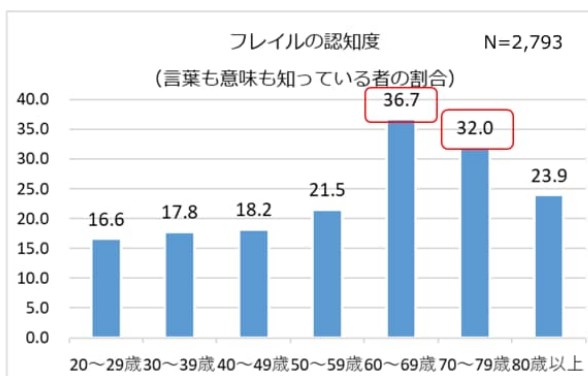
※目標値：日本人の食事摂取基準2020

引用：R3年度ひょうご・栄養食生活調査

兵庫県フレイル対策の評価について

あなたは、「フレイル」という言葉やその意味を知っていますか。

フレイルの認知度（言葉も意味も知っている者）は、60歳代36.7%、70歳代32.0%であり、他の年代と比較すると認知度は高いものの、半数に満たない状況である。



低栄養の者の割合について

低栄養傾向（BMI20以下）にある高齢者（65歳以上）の割合は、18.9%（男性13.7%、女性23.3%）であった。

総数、男性、女性/全てにおいて**全国値**(R1国民健康・栄養調査※)を上回っていた。

※令和元年度国民健康・栄養調査
総数（16.8%）、男性（12.4%）、女性（20.7%）

低栄養傾向（BMI≤20kg/m²）の高齢者の割合
(性・年齢階級別)

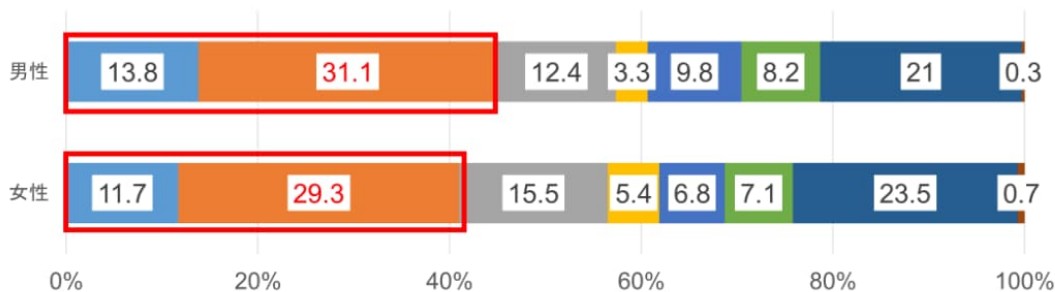


引用：R3年度ひょうご栄養・食生活実態調査

食生活改善の意志

食生活改善の意思について「関心がない」「関心はあるが改善するつもりはない」と回答した人の割合は、男性で44.9%、女性で41.0%。

食生活改善の意思（20歳以上、性別）



- 改善することに関心がない
- 関心はあるが改善するつもりはない
- 改善するつもりである(概ね6ヶ月以内)
- 近いうちに(概ね1ヶ月以内)改善するつもりである
- 既に改善に取り組んでいる(6ヶ月未満)
- 既に改善に取り組んでいる(6ヶ月以上)
- 食習慣に問題はないため改善する必要はない
- 無回答